



“ベタ足” 解消へ足形調べ

井関小 素足、縄とび運動を奨励

このほど井関小学校（乃美昭介校長、児童数二百三十人）でベタ足を調べる「足形」の検査がありました。

近年、ベタ足の児童がめだつようになったため、これを解消するために同校では「素足運動」「縄とび」など奨励しています。足形検査はその効果がどれだけあるか調べるため、足の裏にすみを塗り、それを白紙に押しつけて、半年前の足形とどのように変わっているか比較します。

同校養護婦の話では、「去年九月に調べたときは、五人に一人の児童の土ふまずがはっきりしていませんでした。今回はその子たちの中に土ふまずがはっきりしてきたのがだいぶいます」とのこと。

ベタ足（偏平足）の人は長距離を歩いたり、長時間立っていることが苦手で、走るのも遅いという調査結果がでています。今回の調査の結果、同校の「素足」「縄とび」運動は足形からも効果が現われつつあるようです。

▲運動の効果が出たかな

各課からのお知らせ

住民課

有線 2132(福祉)

2135(戸籍)

母親クラブに活動費九万円

児童の健全な育成をはかるため、町では昭和六十一年度の「母親クラブ」を募集しています。

母親クラブは、親子キャンプや親子ソフトボール大会、遊び場などの点検、学習会など地域での児童福祉活動を行う団体で、講成はおおむね六十人。現在対象は、おおむね六十人の母親で組織されたもので、五クラブです。国と町からあわせて年間九万円の活動費が出ます。申し込みは三月十五日までに住民課へ。

教育委員会

有線 4892

楽しく走ろう会

三月九日・

トリムコースで

町教育委員会では、体力づくり楽しく走ろう会を次のとおり開きます。

▽日時 三月九日(日)午前九時半

▽場所 トリムコース

▽参加対象 どなたでも

▽種目 ◎タイム宣言トリム

マラソン(目標タイム申告制)

◎タイム競技トリムマラソン

ン(スピード競技)いずれも、五・四・三・二・キロメートルの四コース
▽申し込み 三月八日(土)までに電話で教育委員会へ(電話二〇二二)

地域改善の

進学奨励金

同和地区在住者や地区出身者の子弟が、幼稚園、小・中・高・大学に入る場合、進学資金の貸与や給付制度があります。申し込みは三月十五日まで。

詳しいことは、町教育委員会総務課へおたずねください。

役 場 4111
教育委員会 2022

産業課

有線 2123

農地転用許可申請は毎月十五日までに

農地(田畑)の埋立てなど

をして住宅・駐車場・資材置場の敷地として利用される場合、県知事の許可が必要です。許可を得るためには毎月十五日までに町の農業委員会に「農地転用許可申請書」を提出することになっています。町農業委員会では翌月上旬に審議し、知事に申請、許可条件に合っていればその月中に許可書がおりにることになっています。問い合わせは町農業委員会事務局(有線二二三番)へ。

税務課

有線 2153

確定申告

口座番号の確認を

二月十七日から所得税の確定申告と町・県民税の申告相談が始まりました。期限は三月十五日までです。あなたの相談日や申告会場をもう一度ご確認ください。所得の状況によっては納め過ぎの税金が払い戻される場合があります。念のために銀行などの口座番号を控えてお出かけください。税金を納めるだけの所得がないとか、税金が戻ってくる



人でも預貯金通帳の種類、番号、届け印を確かめて出かけるのがよいでしょう。

固定資産の課税台帳が見られます

三月一日から二十日まで

あなたが所有される固定資産

春の火災予防運動

二月二十八日から三月十三日まで

これから春先にかけては、空気が乾燥し、強い風が吹くことが多く、一年のうちでも火災発生が最も多い季節です。二月二十八日から三月十三日までには春の全国火災予防運動が展開されます。去年四月からこの一月末までに本町では火災が二件(家屋一件、山火事一件)発生しています。五十九年の統計では全国で一時間に七・三件の割合で発生していますが、これを出火原因別にみると、たき火、たばこ、コンロの順で多く、ストーブは七番目です。しかし、わたしたちの財産を灰にしてしまう確率という点では、ス

トープは他を圧倒しています。これは、ストーブが家財道具の集中した部屋で使われるためともいえますが、最大の原因は事故の初期に炎がすぐ大きくなり、初期消火が難しいという点にあります。ストーブはわたしたちにぬくもりを与えると同時に、財産や生命を奪うこととなる危険性も秘めています。また、今年は車両交通関係の火災予防にも力を入れます。自動車の窓からのたばこの投げ捨て、危険物などの持込みなどから火災が多く発生しているため、これを防ごうとするものです。

産(土地・家屋)についての課税台帳をお見せします。▽期間 三月一日から二十日まで(日曜日を除く)▽時間 午前八時半から午後四時半まで(土曜日は午前中)▽場所 町税務課固定資産税係(町役場二階)本人に代って見られる場合は委任状がいります。異議のある人は三月三十一日までに異議を申し出ることができません。

- わたしたちの貴重な財産を守るために、次のことに十分気をつけましょう。
- ①寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
 - ②子どもは、マッチやライターで遊ばせない。
 - ③風の強いときは、たき火をしない。
 - ④天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
 - ⑤家のまわりに燃えやすいものを置かない。
 - ⑥ふろの空だきをしない。
 - ⑦ストーブには燃えやすいものを近づけない。

年金制度と児童手当制度が変わります

新しい年金制度

サラリーマンの奥さんも 自分名義の年金が持てる

四月から年金制度が大きく変わり、二十歳以上の人はすべて「国民年金」に加入することになりました。

これまでは、厚生年金、船員保険、共済組合、国民年金など八種類の年金制度のいずれかに加入すればよかったのですが、新しい制度では、みんなが国民年金に加入し、その上積みとして従来のような年金が続けられることになりました。

これと同時に、サラリーマンの奥さんも全員「国民年金」に加入することになり、奥さん名義の年金の支給を受けることができるようになります。こうした年金制度の改正は高齢化の中で国が行う年金を長く安定したものにしようというのがねらいです。

そのために①国民年金を「基礎年金」とし②婦人も自分の年金がみんな受けられるように③年金額は人によって大きく差がつかないようにとの配慮がなされました。

改正された中で、特に奥さんの年金はどうなるか述べてみましょう。

「サラリーマンの奥さん」

―ご主人が厚生年金か船員保険に加入の人

これまでは、ご主人の年金が受けられるというだけで、奥さんの加入は自由でした。そのため、主人の年金だけでよいと思う人は保険料を納めなくてもよかったですし、一方、老後に少しでも多くの年金を受けたい人は国民年金の「任意加入」制度に入って年金保険料（現在、月六千七百四十円）を納めておくこともできました。

新しい制度では、これが改められ、給料とりの奥さんは

新しい児童手当制度

手当は二人以上「養育」に

六月から児童手当制度が変わります。この結果、これまで十八歳未満の児童を三人以上養育している人に支払われていた手当が、「二人以上」に改められます。

しかし、二人目以降は義務教育就学前の児童に限られるため、子どもが二人以上いても、手当が受けられるのは小学校にまだ上っていない子が対象となります。

▽受給資格

昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童を含む十八歳未満の児童を、二人以上養育していること。

あるいは、義務教育終了前の児童を含む十八歳未満の児童を三人以上養育していること。

みんな「国民年金」に加入することになります。

▽加入の手続き―ご主人の職場から届出用紙が配られます。それに記入して職場へ提出します。年金保険料はご主人の給料から差引かれます。

職場から届出用紙を受けられない人は町住民課福祉係へ届け出ていただくこととなります。

「公務員の奥さん」

―ご主人が共済組合加入
厚生年金の人と同じように



この児童は自分の子どもでなくても、養育していれば該当します。

しかし、前年の収入が一定の額以上の人は、受けられません。

▽今年度の支給額

児童手当の額は、二人目の二歳未満（昭和六十一年六月一日現在）のこともついては、月額二千五百円、三人目以降の義務教育終了前の子どもには月額五千円

▽新制度の実施方法

向う三か年で段階的に改められます。

①昭和六十一年六月一日か

「国民年金」に加入することになります。

▽加入の手続き―これもご主人の職場から国民年金への加入届出用紙が配られます。殆んどの職場でまとめることになっていますが、もし、用紙が届かないときは職場の方へご確認ください。年金保険料は公務員の場合も、ご主人の給料から天引きして納めることとなります。

今後の年金保険料納付額は扶養かどうか、ご主人が年金受給者ではないかなどで違います。問い合わせは住民課へ。

翌年三月末日までについて、第二子分は六月一日現在で満二歳未満、第三子以降は義務教育終了前のものが該当

②昭和六十二年四月から、翌年三月末日までは、第二子分は六十二年四月一日現在で満四歳未満、第三子以降分は、満九歳未満の子どもが該当

③昭和六十三年四月からは、第二子以降が義務教育就学前の児童が対象

詳しくは、町住民課へ。

※児童手当―生活の安定と

次代をになう児童の健全および資質の向上のために昭和四十七年に始った制度。現行では児童三人のうち中学生以下の児童に対し、一人当たり毎月五千円（住民税の所得割のかわらない人は七千円）が支払われています。その財源は事業所、国・県・市町村が負担しています。

ごみの自家処理、リサイクル活動で 処理経費の節約と省資源をはかろう

―2月は省エネルギー月間

阿知須町内で家庭から出されるごみは一日に約五トン。この中には、資源として再利用できるものが多く含まれています。

各家庭から出すごみを減らすことは、処理経費の節約になるだけでなく、省資源や環境の美化につながります。

二月は「省エネルギー月間」家庭で「ごみと省エネ」について話し合ってみてください。

まずごみを少なくする工夫を町民が毎日、百グラムのごみを自家処理すると、計算上、町清掃センターの処理経費は

一年間で約四百三十万円の節約になります。

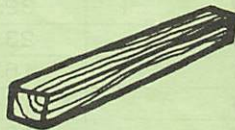
自家処理は、堆肥にしたり、焼却したりする方法があります。

資源ごみの回収に協力したり、地域のリサイクル活動に積極的に参加する

古紙、空き缶、空きびんなどはリサイクル（再生利用）できる資源ごみです。回収に協力することは、省資源に協力するだけでなく、処理経費の節約にもなります。

1人が1年間に消費する木材の量(パルプ材等も含む)

0.8m³



×18

角材にすると1年に約18本

●角材換算はJASによる角材規格寸法(10.5×10.5×400cm)で計算
●資料：林野庁<木材需給表>

1人が1年間にだすごみの量とその処理経費

約358kg

5,012円



×26.5

一般家庭用ゴミポリ容器(45ℓ)
で約26.5杯分

●ゴミの比重を0.3として換算
●資料：厚生省<日本の廃棄物 85>より作成

お知らせ



四月から切り替え

—申し込みは三月中に—

町交通災害共済

町では昭和六十一年度の交通災害共済の会員を三月一日から募集します。
加入資格は町内に住民登録または外国人登録している人。この制度は県下の町村(新

ども用遊具は除く)、航空機、船舶などの運輸中に事故が起こり、歩行者または乗車・搭乗・乗船中の人が死亡したりケガをした場合、その場合は別表のように、ケガの程度(治療日数)により、見舞金が支払われます。
掛金は据置きで年一人五百円。中学生以下の子どもと七十歳以上のお年寄りは一入三百円です。
六十年分は三月三十一日で期限が切れますので、これまで加入されていた人も新しい手続きが必要です。
なお一月末現在の加入者数は五千二百四十人(加入率六二・三〇)、見舞金の支払額は昨年四月以降二月一日現在で百五十六万三千円、該当者は死亡一人、負傷二十二二人です。

共済見舞金額

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡	1,000,000円
2等級	360日以上治療を要する傷害	230,000
3等級	300日以上360日未満の治療を要する傷害	180,000
4等級	240日以上300日未満の治療を要する傷害	140,000
5等級	180日以上240日未満の治療を要する傷害	105,000
6等級	130日以上180日未満の治療を要する傷害	80,000
7等級	90日以上130日未満の治療を要する傷害	65,000
8等級	75日以上90日未満の治療を要する傷害	50,000
9等級	60日以上75日未満の治療を要する傷害	40,000
10等級	45日以上60日未満の治療を要する傷害	32,000
11等級	30日以上45日未満の治療を要する傷害	23,000
12等級	21日以上30日未満の治療を要する傷害	16,000
13等級	14日以上21日未満の治療を要する傷害	13,000
14等級	7日以上14日未満の治療を要する傷害	10,000
15等級	7日未満の治療を要する傷害	7,000

(備考) 頭部損傷(いわゆる「むち打ち損傷」)については、原則として8等級を限度として支給し、90日を越えてなお引続いて治療が行われている場合は、6等級を限度として支給する。

「国民年金」の勉強会

三月四日、あなたもどうぞ

町消費生活研究会(山根傳美子会長)では、宇部社会保険事務所の職員を招いて、改正される国民年金について、の勉強会を開きます。
どなたでも受講できます。
▽日時 三月四日(火)午後一時半から

▽会場 町公民館一階講座室
▽内容 国民年金の改正点
▽受講料 無料

職業訓練生を募集

県立西部高等職業訓練校(下関市)では四月から入校する養成訓練生を次のとおり募集しています。
▽対象者 主として中学校・高等学校卒業予定者

▽科目 電子機器、自動車整備(二級・三級)、冷凍空調、木工、建築、左官、建築製図、商業事務の各科

▽募集人員 二次募集につき各科とも若干名

▽募集期限 三月二十日(木)まで

▽面接選考日 三月二十四日(月)

▽問い合わせ 各公共職業安定所か県立西部高等職業訓練校(電話、下関⑧三五〇五)

手続きは忘れずに

転入、転出、転居など

春は転勤や入学、就職と、引越しのシーズンです。忙しさに追われて、つい忘れがちなのが転出や転入に伴う届けです。うっかり手続きを忘れると、選挙に参加できなくなったり、国民年金が受けられないなど、いろいろな不都合が生じます。届け出は期間内に必ずしておきましょう。
〔役場への届け出〕

①住民登録—本町から他の市町村へ移る場合、本町の住民課で、転出証明書を受け、十日以内(新住所)で転入届けをしましょう。印鑑が必要です。町内での移転は「転居届」になります。
②国民健康保険証は返却し、新しい住所で新たに申請を。国民年金は新住所で住所変更の手続きをしなければなりません。

③小中学生のいる家庭は、現在、通学している学校で「在学証明書」を受けておきましょう。
④自動車を持つている人は、陸運事務所登録変更手続きを。転居先が県内と県外との場合では手続きが異なります。運転免許証の住所変更手続きは、新住所の警察署または警察の自動車試験場へ。
⑤水道を使用しているときは、町水道課で変更や廃止の手続きがいらいます。いろいろな手続きが判りに

くいときは町民相談係へお問い合わせください。
〔その他の届け出〕
引越しが決つたら役場以外(の)にも届け出を忘れないようにしましょう。

◆催しもの◆

25日 年金相談所(公民館 前十時)

清掃センター竣工式(前十時半)

28日 麻しん(新井医院、後二時)

9日 楽しく走ろう会(トリムコース、前九時半)

郵便局に転居届けを出しておくと、届け出の日から一年間は引越し先に郵便物を転送してもらえます。